

建設委員会情報連絡

令和4年9月29日

情報連絡件名	頁
(1) 第14回中川公園整備検討協議会について	2
(2) 羽田空港新飛行経路における騒音測定の実施について	10
(3) 京成本線荒川橋梁部における水防工法の検証について	14
(4) 京成本線荒川橋梁架替事業の工事説明会の結果報告について	16
(5) 荒川水系の治水事業及び京成本線荒川橋梁架替事業に関する要望活動について	17
(6) 密集市街地における防災まちづくりの取組みについて	23
(7) 足立区防災減災対策整備基金条例の一部改正に伴う足立区住宅等対策資金積立基金条例の廃止について	26
(8) 細街路整備事業の細街路路線の変更について	27
(9) 大阪市北区で発生したビル火災を受けての区の対応について	29

【参考】

《交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、交通網・都市基盤整備調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) 花畑周辺地域におけるバスの試験運行について
- (2) 令和4年度総合交通計画推進会議の開催結果について
- (3) 足立区総合交通計画から地域公共交通計画への移行について
- (4) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について
- (5) 有楽町線（地下鉄8号線）区内延伸の実現に向けた取組み状況について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和4年9月29日

件名	第14回中川公園整備検討協議会について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p>第14回中川公園整備検討協議会を9月20日（火）開催したので、主な質疑応答も含め、以下のとおり報告する。</p> <p>1 主な式次第</p> <p>(1) 提案事項 中川公園整備検討協議会の規約に基づく会長及び副会長の就任、顧問就任について</p> <p>(2) 議事 ア 東京都下水道局（以下「下水道局」という。） (ア) 中川公園A地区のトップライト撤去工事について（別紙1 P3参照） (イ) 中川建設発生土改良プラント再構築事業（覆蓋化）の設計及び工事について（別紙2、3 P4～5参照） イ 東京都建設局（以下「建設局」という。） 中川公園の整備について（別紙4、5参照 P6～7）</p> <p>(3) 主な質疑応答 Q1：トップライト撤去工事の場所に小学校が借りている畑があるが、どのように考えているのか。 A1：今後、建設局や足立区・小学校と調整を進めていく（下水道局）。 Q2：公園整備について、要望書を提出しているが、それを加味して整備を進めていくのか。 A2：要望書も踏まえ、今後、協議会をはじめ地域の皆様とともに具体的な計画を練っていく（建設局）。 Q3：覆蓋化の部分に天蓋（ワイワイドームの様な）の設置は可能なのか。 A3：大きく屋根を掛けることは想定していないが、天蓋については、情報収集をしていきたいと思う（建設局）。</p> <p>(4) その他報告事項 足立区 ア 大規模水害時における一次避難施設としての中川水再生センターの利用について（別紙6参照 P8） イ 足立区洪水・内水・高潮ハザードマップの更新について ウ 中川堤防の嵩上げ工事について（別紙7参照 P9）</p> <p>2 今後の方針 既存覆蓋部のA地区（供用中）のトップライト撤去工事後の整備について、中川公園整備検討協議会の意見を集約し、公園整備に反映する。</p>
問題点 今後の方針	<p>下水道局の工事の進捗や建設局の計画について、的確に把握し、会長や各委員に丁寧な周知を要請する。また、地域の要望に応えられるよう、A地区の計画について、綿密な調整を行う。</p>

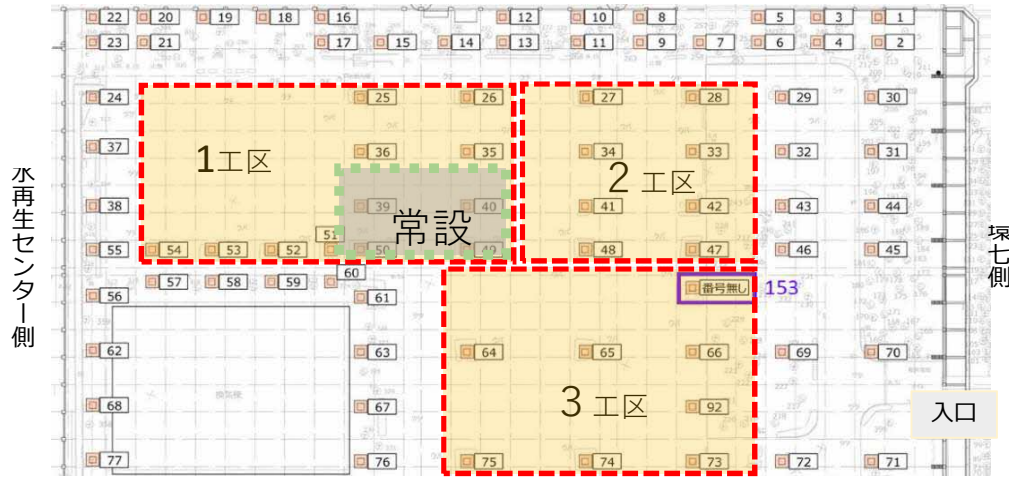
中川公園 A 地区のトップライト撤去工事について

◆工事の概要

中川公園 A 地区のトップライト（水再生センターの明かり取り）を撤去します。

◆ I 期工事について

広場周辺のトップライトを 28 か所を撤去します。



※ 1 工区ずつ施工しますが、資材の搬出入のため「常設」部分は I 期工事完了まで使用できません。ご迷惑をお掛けしますがご理解ご協力をお願いします。

なお、1 工区は芝張りを 9 月に行い、芝が定着するまで部分的に仮囲いします。2・3 工区の芝張りは、時期を見て行いますので、土の状態で開放します。

◆スケジュール

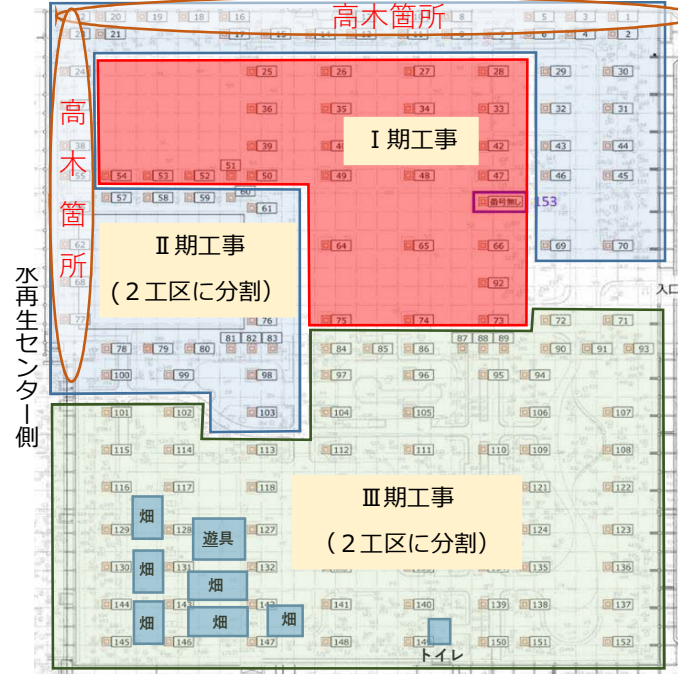
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 工区	■										
2 工区				■							
3 工区							■				
常設	■										

◆受注者

中外商工（ちゅうがいしょうこう）株式会社
電話 03-6802-8297

◆今後の予定

5 分割のエリアを見直し、工程を短縮します。



トップライト近くの木は一時撤去し、樹種を変更し復旧



畑



トイレ

・ II 期、III 期の工区分けは検討中です。決まり次第、かわら版等でお知らせします。

◆スケジュール

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
I 期工事	■		
II 期工事		■	
III 期工事			■

◆連絡先

東京都下水道局 東部第二下水道事務所
施設課施設整備担当 大平 電話 03-5680-1769

中川建設発生土改良プラント再構築事業（覆蓋化）の設計について

◆プラントの設計について

本事業は、中川建設発生土改良プラントを覆蓋化（人工地盤の下部に収容）し、上部を公園施設として活用できるよう施設の再整備を実施するものです。

設計中の覆蓋施設については大規模建築物の対象となるため、足立区の景観条例に基づき景観審議会へ諮る必要があります。

【参考】大規模建築物の対象：高さ45m以上又は
延べ面積15,000平方メートル以上の建築物

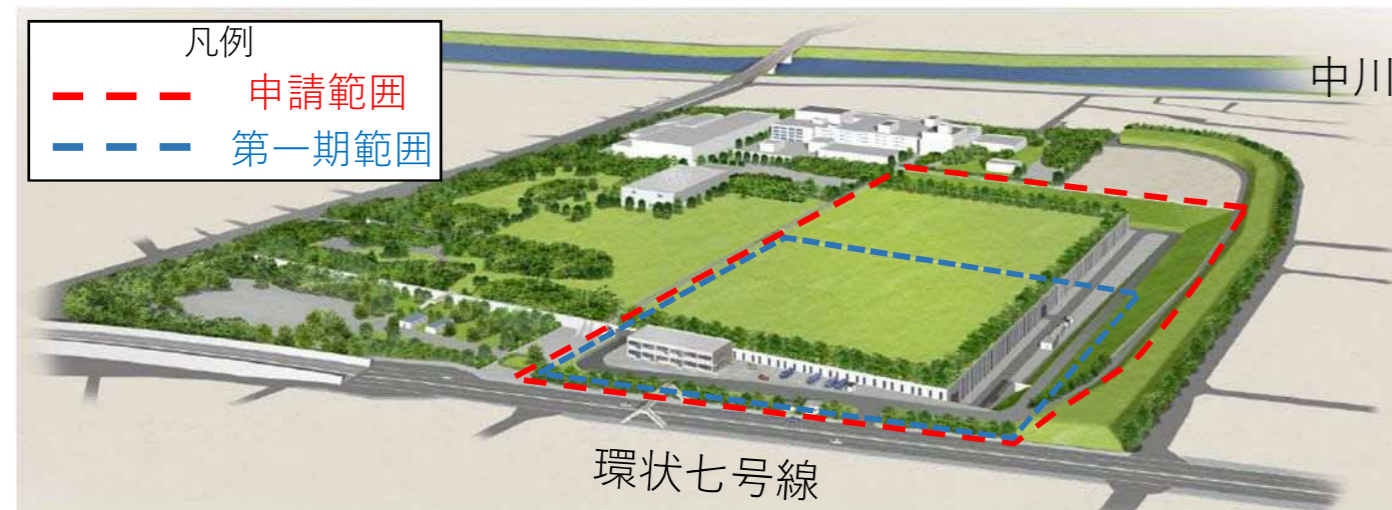
◆景観審議会について

覆蓋工事後のイメージ等を提示しました。

覆蓋上部の公園施設については、本景観審議会の対象外です。

上部公園については、今後、区や周辺関連町会からなる中川公園整備検討協議会等で検討していく予定となっています。

審議の対象：上部公園を除く「建物配置、イメージパース、色彩、外構等」



資料抜粋 イメージパース（上部公園の施設については未定です）

- 覆蓋外壁は、既存の覆蓋施設である中川公園A地区と同様にコンクリートの色を活かすことで周辺環境との調和を図っています。
- 管理棟は、中川水再生センター管理棟と同様の落ち着いた色彩であるベージュ色を採用することで調和を図っています。

◆今後の設計のスケジュール

- 景観審議会 令和4年9月審議済
- 計画通知※ 提出 令和4年10月以降
- 覆蓋本体工事 令和5年度発注予定

※「計画通知」とは、建築基準法第18条に基づき、工事に着手する前に、計画を建築主事へ通知するものです。
審査後、建築基準関係規定に適合することが認められた公共建築物は、確認済証が交付されます。交付後、工事に着手します。

◆第一期覆蓋整備の事業スケジュール（案）

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
整備工事 (準備工事)	→									
覆蓋本体 工事			→							

注) 現時点でのスケジュールのため、工事の進捗により完成時期は変更となる場合があります

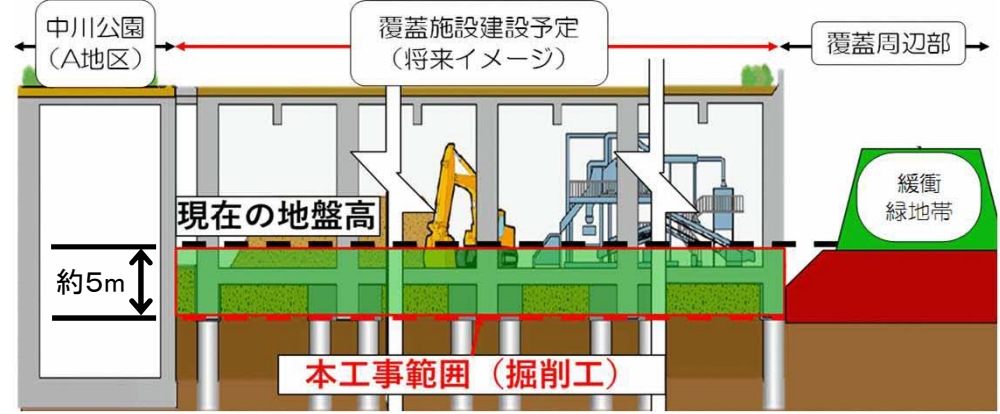
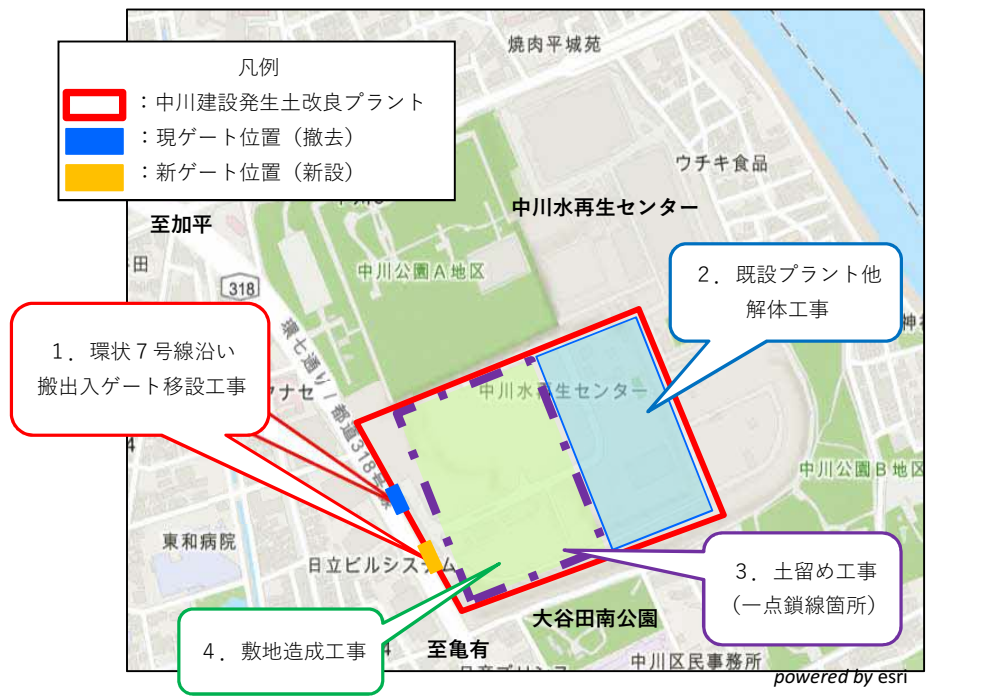
◆連絡先

東京都下水道局
建設部土木設計課
井上、渡邊 Tel. 03-5320-6657

中川建設発生土改良プラント再構築事業（覆蓋化）の工事について

◆工事の概要

中川建設発生土改良プラントの将来の覆蓋化にあたり、現在の地盤高を5m程度低くするための掘削工事や既設プラント施設の解体を行います。



◆進捗状況

環7ゲートの移設、既設プラントの解体、土留め工事及び敷地造成を行ってまいります。なお、土留め工事につきましては、設置箇所に支障物が確認されましたので状況を調査し、撤去を行います。



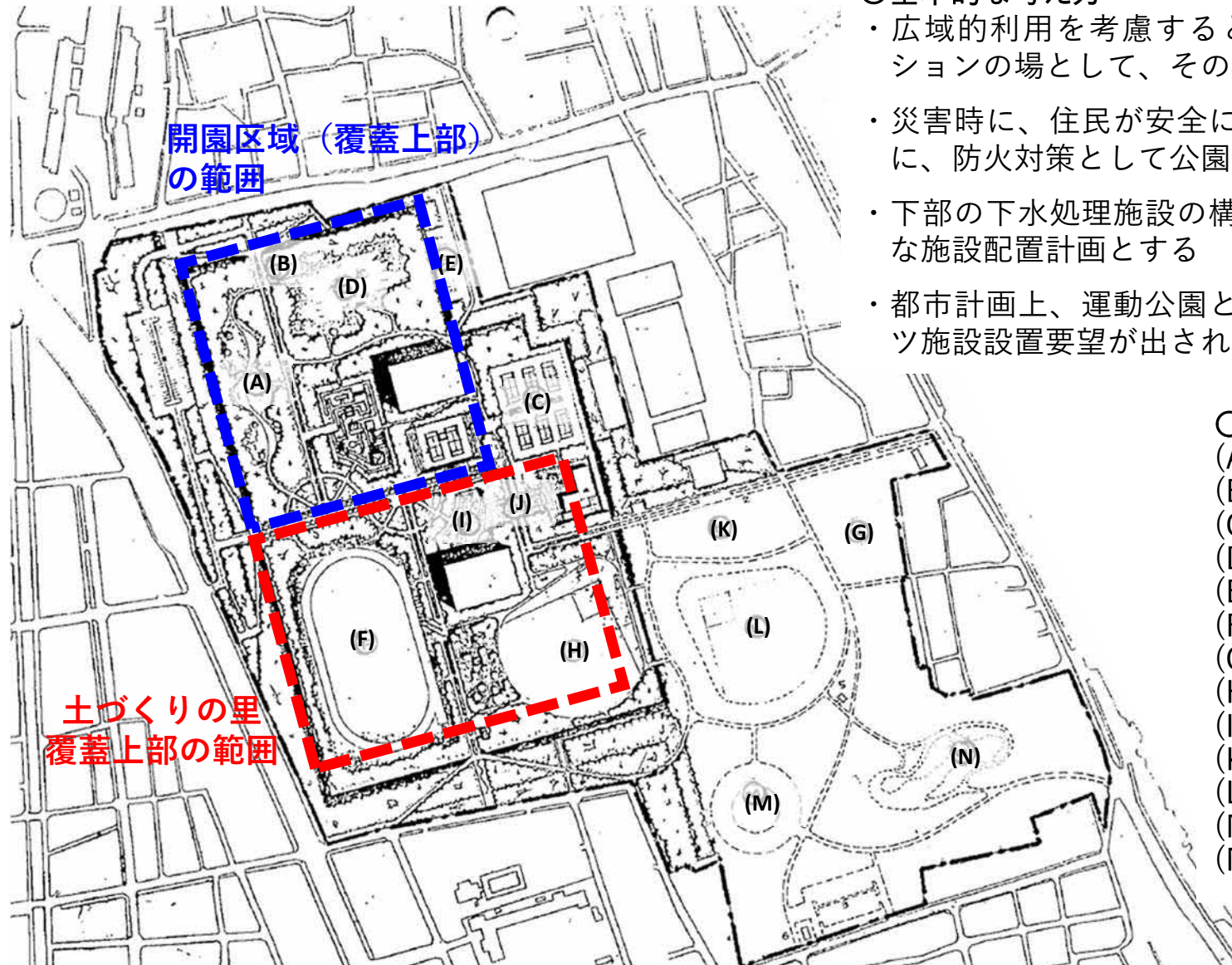
◆スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
整備工事 (準備工事)	[Progress bar spanning R3, R4, and R5]		

◆連絡先

東京都下水道局 第一基幹施設再構築事務所 工事第一課 工事担当第三
 所畑、林 電話 03-3862-8410
 大成建設株式会社【受注者】
 黒木・渡邊 電話 03-5856-2486

中川公園の整備計画 (昭和56年12月 東京都公園審議会答申)



○基本的な考え方

- ・広域的利用を考慮するとともに、周辺地域住民のレクリエーションの場として、その機能を十分担保できるよう計画する
- ・災害時に、住民が安全に避難できるスペースを確保するとともに、防火対策として公園を樹林で取り囲む
- ・下部の下水処理施設の構造及び整備計画を十分勘案し、合理的な施設配置計画とする
- ・都市計画上、運動公園として位置づけられていること、スポーツ施設設置要望が出されていること等を十分勘案する

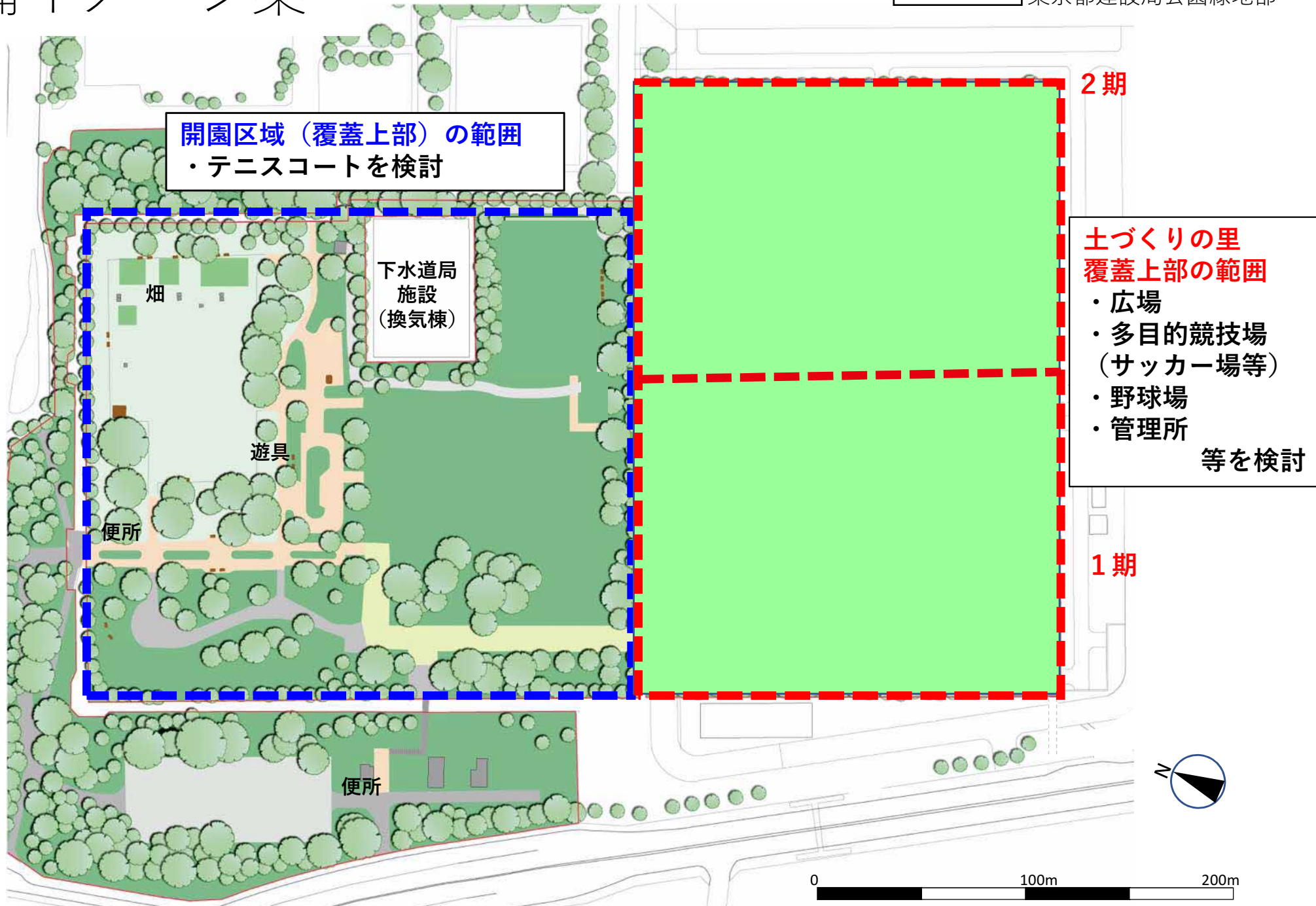
○主な施設

- (A) 憩いの散歩道
- (B) 生垣の小径
- (C) テニスコート
- (D) 緑陰広場
- (E) 球投げ広場
- (F) 多目的競技場
- (G) 芝生広場
- (H) 野球場
- (I)(J) 集いの広場
- (K) クラフト広場
- (L) 自由広場
- (M) サークル広場
- (N) バードサンクチュアリー

整備イメージ案

別紙5

中川公園整備検討協議会資料
令和4年9月20日
東京都建設局公園緑地部



令和4年9月20日（火）
足立区危機管理部
総合防災対策室災害対策課

大規模水害時における一時避難施設としての 中川水再生センターの利用について

1 協定締結について

(1) 締結先

東京都下水道局

(2) 協定締結日

令和4年3月31日

(3) 協定概要

洪水等の大規模水害時において、浸水区域外に避難する時間的余裕がない場合に、近隣住民等の避難者が一時的かつ緊急的に垂直避難するために当該施設を利用する。

2 施設の位置づけ

水害時における一時避難施設

※ 指定避難所ではありません。

3 避難場所

管理棟4階 見学者説明室

[収容人数] 約60人（1人4㎡間隔で計算）

4 備蓄物品

備蓄倉庫のスペースが小規模なため、水・食糧等を可能な範囲で配備

5 避難者受入れのタイミング

高齢者等避難発令時を想定

6 避難者への案内

以下の理由により、**住民が避難可能な段階では、可能な限り近隣の避難所を案内する。**

- ・ 避難スペースが狭小であること
- ・ 備蓄物品が少なく、大人数の避難者対応が困難なこと

足立区内 中川の堤防整備状況

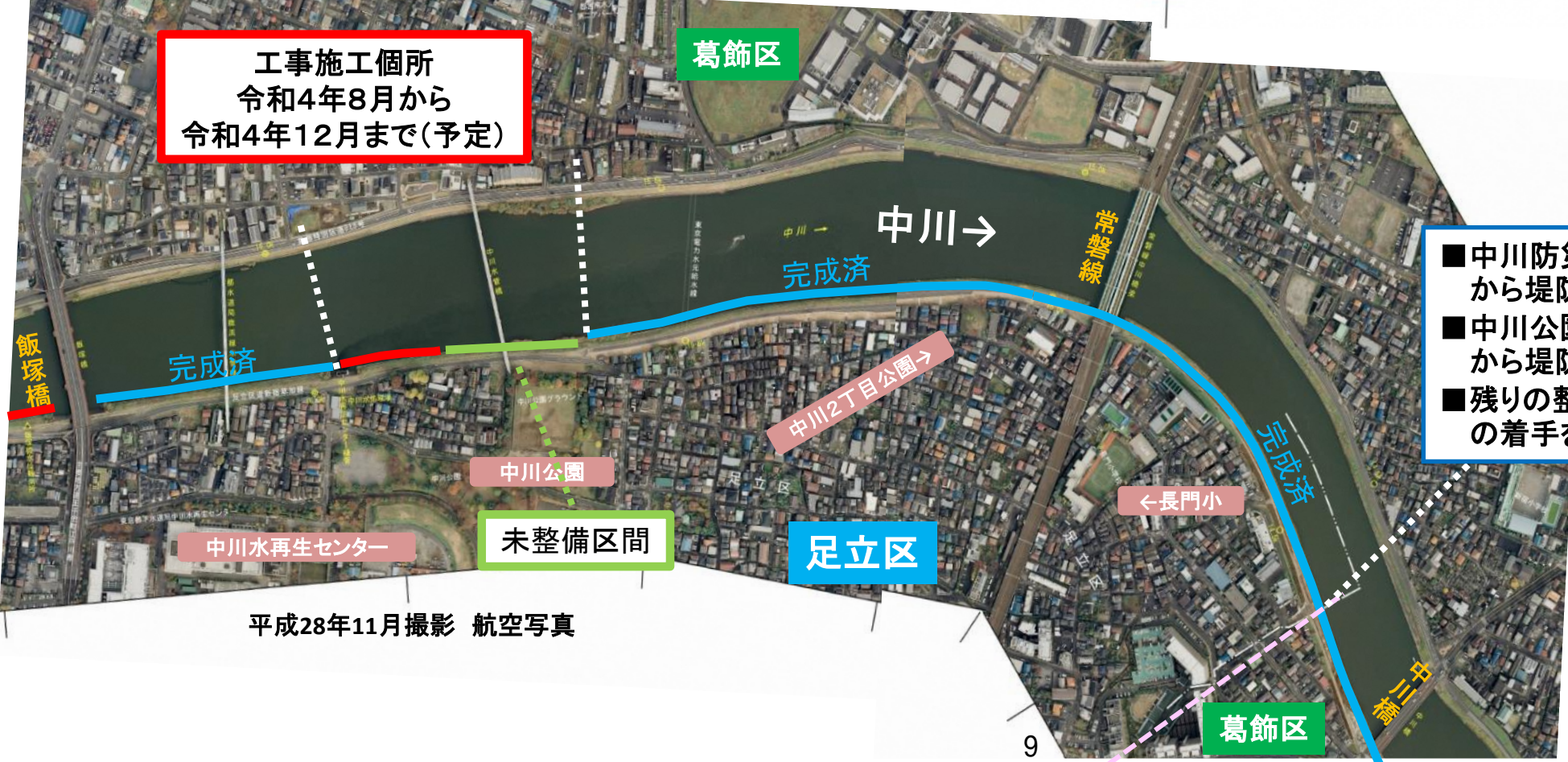
別紙7

令和 4年 8月 24日
江戸川河川事務所計画課

【上流側】中川の堤防整備状況(圻川から飯塚橋)



【下流側】中川の堤防整備状況(飯塚橋から中川橋)



凡例

—	完成済
—	工事予定
—	未整備

- 中川防災公園から常善院の区間で令和3年8月から堤防の嵩上げ工事を行っています。
- 中川公園氷川神社付近の区間も、令和4年8月から堤防嵩上げ工事を行っています。
- 残りの整備区間(緑色部)についても、引き続きの着手を目指して調整を行います。

※工事予定は現時点のものであり、今後変更になる場合もあります。

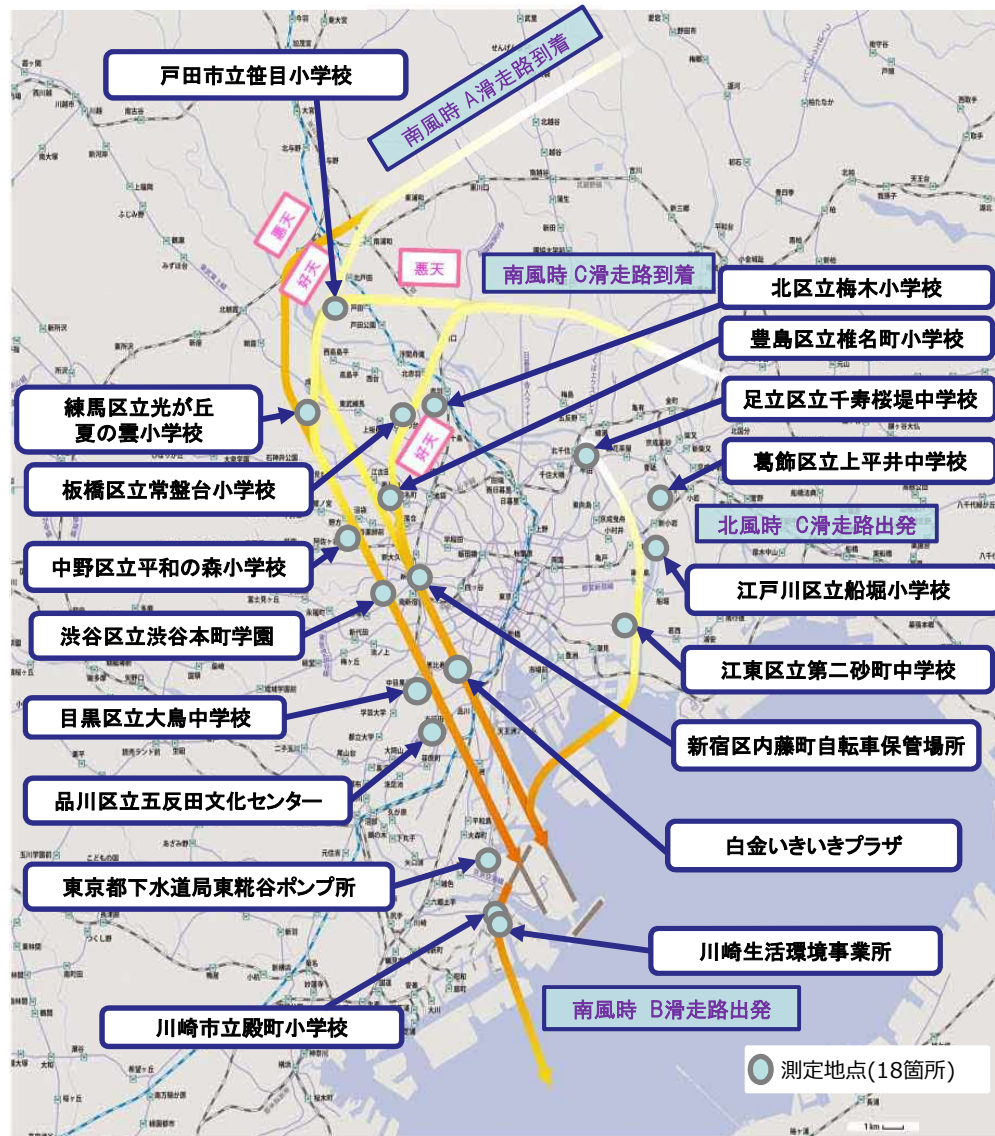
建設委員会情報連絡

令和4年9月29日

件名	羽田空港新飛行経路における騒音測定の実施について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課 環境部生活環境保全課
内容	<p>昨年度に引き続き、羽田空港新飛行経路に係る航空機騒音測定を千寿桜堤中学校で実施することについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 今年度の騒音測定の実施について</p> <p>(1) 測定期間 ア 夏季分 令和4年8月24日～30日（別紙1参照P11） イ 冬季分 令和4年12月頃を予定</p> <p>(2) 測定地 千寿桜堤中学校（柳原二丁目49番1号）※ 昨年度と同じ。</p> <p>(3) 実施機関 国土交通省 航空局 東京航空局</p> <p>(4) 評価方法 航空機騒音を音の大きさ、継続時間等1日の等価騒音レベル Lden という指標（単位 デシベル）により評価する。 ※ 東京都の環境基準値（住宅地）は57デシベル以下。 参考 環境騒音の事例として、商店街での自転車ブレーキ音程度（等価騒音レベル）</p> <p>2 昨年度の騒音測定結果について</p> <p>(1) 測定結果 ア 夏季分 令和3年7月15日～21日（別紙2参照P12） 平均32.4デシベル イ 冬季分 令和3年12月6日～12日（別紙3参照P13） 平均37.6デシベル</p> <p>(2) 測定地 千寿桜堤中学校（柳原二丁目49番1号）</p> <p>(3) 測定結果を踏まえた区内の状況 夏季・冬季とも環境基準を下回る結果となった。また、測定地は北風時のルート上に位置し、冬季に通過する便数が増えるため、冬季の方がやや高い数値となった。</p>
問題点 今後の方針	羽田空港における国内線の総発着便数が回復傾向にあるため、足立区の上空を通過する航空機も増えている。引き続き国や都と情報を共有し、区民への丁寧な情報提供を行っていく。

航空機騒音の短期的な測定の実施について

羽田新ルートに係る航空機騒音について、騒音発生状況のきめ細かな把握や丁寧な情報提供のため、昨年度に引き続き短期的な騒音測定を実施します。



- ▶ 左図の地点（東京都 15 箇所、神奈川県 2 箇所、埼玉県 1 箇所）で8月24日から1週間にわたって測定します。

※測定地点は、国や自治体が設置している固定騒音測定局の配置等を勘案して選定しています。

※冬季において更に1週間の測定を実施する予定です。

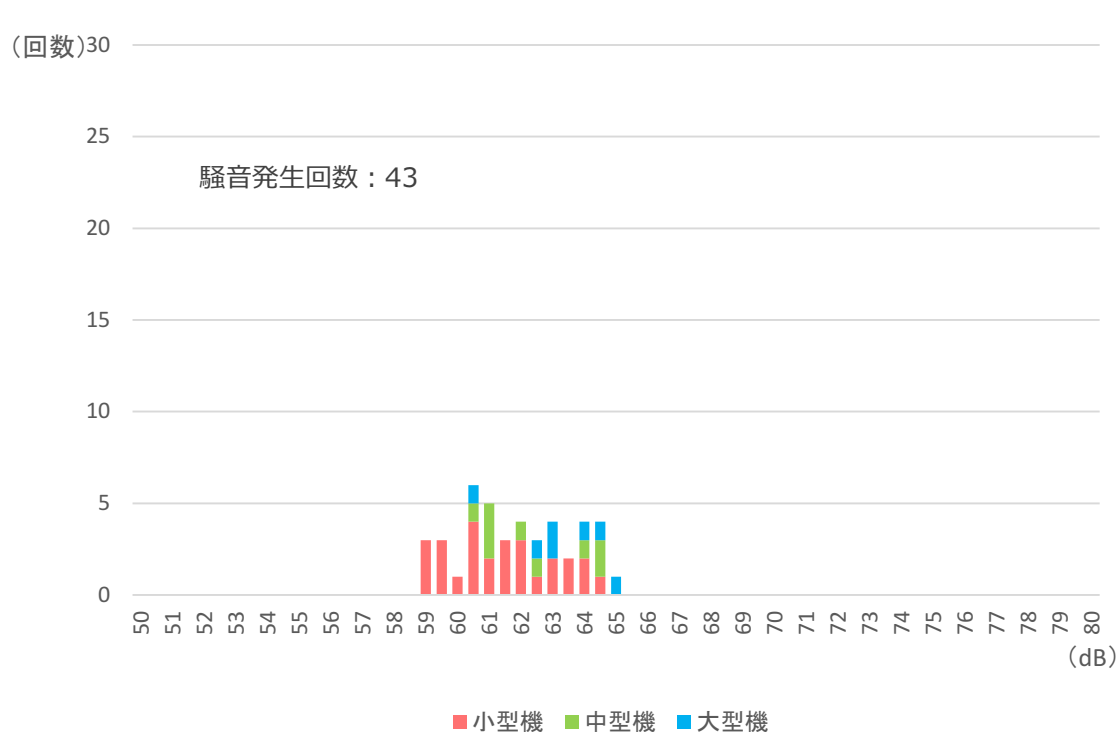
- ▶ 測定結果については、後日、ホームページで公表します。

(注) 測定施設へのお問い合わせはご遠慮ください。

【短期測定結果(2021年7月)】足立区立千寿桜堤中学校

- 飛行経路と測定地点の位置関係等
 - ・C滑走路北向き離陸機の音を測定

- 実測値の分布
 実測値（各航空機が通過したときに発生した騒音の最大値）
 ごとにその発生回数をお示しすると、以下のとおり。



単位: dB

	実測値の平均
大型機	63.7
中型機	62.8
小型機	62.0
全体	62.5

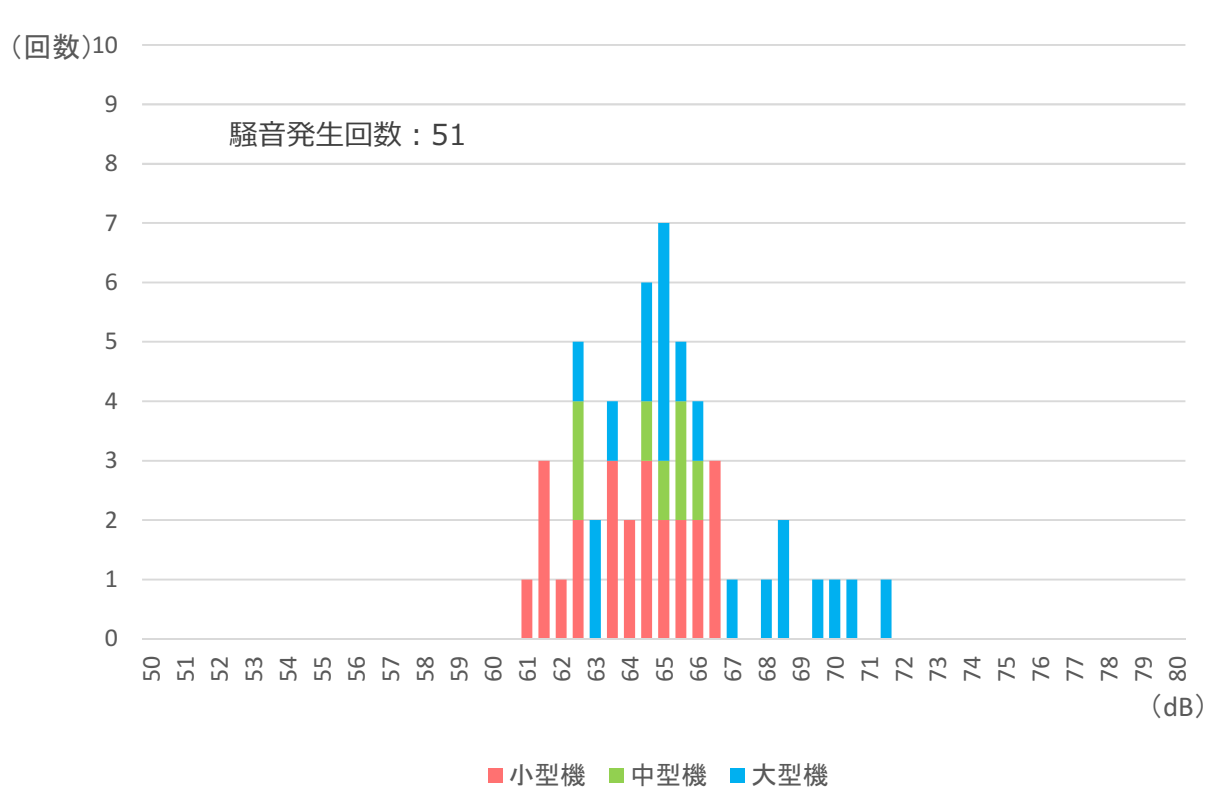
Lden ※1	7/15	7/16	7/17	7/19	平均
	36.5	35.4	35.9	25.4	32.4

※1 航空機騒音を音の大きさ、継続時間、発生した時間帯の3要素で評価する指標

※2 実測値及びLdenの算出に当たっては、新飛行経路を飛行した航空機の騒音以外の音は除いている

- 飛行経路と測定地点の位置関係等
 - ・C滑走路北向き離陸機の音を測定

- 実測値の分布
 実測値（各航空機が通過したときに発生した騒音の最大値）
 ごとにその発生回数をお示しすると、以下のとおり。



単位: dB

	実測値の平均
大型機	67.4
中型機	65.0
小型機	64.5
全体	65.9

Lden ※1	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10	12/11	12/12	平均
		41.7	37.3	35.1	32.0	35.4	35.1	39.1

※1 航空機騒音を音の大きさ、継続時間、発生した時間帯の3要素で評価する指標

※2 実測値及びLdenの算出に当たっては、新飛行経路を飛行した航空機の騒音以外の音は除いている

建設委員会情報連絡

令和4年9月29日


件名	京成本線荒川橋梁部における水防工法の検証について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課
内容	<p>令和4年5月28日（土）未明に実施した令和4年度足立区・消防署総合水防訓練（以下「総合水防訓練」という。）を踏まえた、京成本線荒川橋梁部における水防工法について、専門家の意見が聞けたので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 水防工法概要</p> <p>(1) 実施内容（別紙参照 P15） 京成本線荒川橋梁部の線路内における土のう積み及び止水板の設置</p> <p>(2) 水防作業従事者 計54名（足立区職員39名、千住消防署及び消防団15名）</p> <p>(3) 所要時間 計約50分（設置作業約30分、撤去作業約20分）</p> <p>2 総合水防訓練を踏まえた検証</p> <p>総合水防訓練の実施を通じて、主に以下の内容について確認した。</p> <p>(1) 事前に想定した作業の手順、所要時間及び使用資材（土のう、止水板等）の数量等の妥当性</p> <p>(2) 制約が多い線路内における安全かつ効率的な作業方法</p> <p>3 専門家による意見</p> <p>区が実施する水防工法については、河川工学の専門家から以下のとおり意見があった。</p> <p>(1) 応急対策として一定の効果があると考え、引き続き、改良を重ねることが必要である。</p> <p>(2) 誰でも作業できるよう、単純な工法とすることが望ましい。</p> <p>(3) 国等関係機関との連携を強化するなどして、より強固な水防体制を構築すべきである。</p>
問題点 今後の方針	国土交通省荒川下流河川事務所や葛飾区、京成電鉄株式会社と連携し、迅速な水防体制の構築を図るとともに、より確実かつ強固な越水対策を実施する。

令和4年度足立区・消防署総合水防訓練 実施状況



建設委員会情報連絡

令和4年9月29日

件名	京成本線荒川橋梁架替事業の工事説明会の結果報告について
所管部課名	都市建設部都市建設課 事業調整担当課
内容	<p>令和4年8月27日（土）に、京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」という。）及び国土交通省荒川下流河川事務所（以下「荒川下流河川事務所」という。）が行った、「京成本線荒川橋梁架替事業」の工事説明会の結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 工事説明会（足立区側）</p> <p>(1) 日時 令和4年8月27日（土） ① 午後3時～午後5時 ② 午後7時～午後9時</p> <p>(2) 会場 千寿桜堤中学校 体育館</p> <p>(3) 参加者 ① 114名 ② 26名 合計 140名</p> <div style="text-align: right;">  <p>※ 荒川下流河川事務所ホームページ のリンク先【工事説明会】参照</p> </div> <p>2 主な質疑応答</p> <p>Q1：工事期間が16年と長いけど短くできないのか。 A1：既存の鉄道を運用しながら、新たな線路工事も施工するため、16年間で予定しているが、可能な限り工期短縮に努めたい。</p> <p>Q2：騒音対策をしてほしい。 A2：工事中は、低騒音型重機及び必要に応じて防音シート等を使用し対策に努めたい。また、鉄道による騒音対策は、1.5mの防音壁を高架橋の端に設置する。</p> <p>Q3：工事の進捗状況を広報してほしい。 A3：京成電鉄及び荒川下流河川事務所において、ホームページでの公開、各工区の現場事務所での掲載、近隣住民の皆様へのチラシ配布等の周知を検討している。</p>
問題点 今後の方針	京成電鉄及び荒川下流河川事務所には、工事について安全第一で進めると共に周辺住民への丁寧な説明を求めていく。

建設委員会情報連絡

令和4年9月29日

件名	荒川水系の治水事業及び京成本線荒川橋梁架替事業に関する要望活動について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p>東京都内荒川沿川七区（足立区、墨田区、江東区、北区、板橋区、葛飾区、江戸川区）、江東五区（足立区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区）の区長連盟で、荒川水系の治水対策事業及び京成本線荒川橋梁架替事業の推進について、国土交通大臣並びに財務副大臣に要望活動を行ったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 要望日時 令和4年7月26日（火） 午後1時30分から</p> <p>2 要望先 国土交通省（国土交通大臣 齊藤 鉄夫） 財務省（財務副大臣 岡本 三成）</p> <p>3 出席者 足立区長及び各区代表者</p> <p>4 要望書及び提出時の状況 荒川水系の治水事業に関する要望書（別紙1 P18～19）、京成本線荒川橋梁架替事業推進の要望書（別紙2 P20～21）、提出時の状況（別紙3 P22）参照</p>
問題点 今後の方針	今後も、荒川沿川七区と協力し、国に対して荒川水系の治水対策事業の推進を要望していく。

荒川水系の治水事業に関する要望書

貴台におかれましては、日頃より荒川水系の総合的な治水・利水対策にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

申すまでもなく、荒川は、政治・経済の中核機能が集中する首都圏を貫流する我が国屈指の重要な河川です。ひとたび氾濫した場合には、沿川区民の生活・財産に重大な支障を及ぼすばかりでなく、我が国の社会経済活動のみならず世界経済に対しても計り知れないダメージを与える恐れがあります。

近年は、気候変動による台風の激化・巨大化、豪雨の頻発化・激甚化が進み、懸念される水害リスクがこれまで以上に増大し、顕在化しています。

本年7月には埼玉県内を流れる荒川水系の河川が氾濫するなど、令和元年東日本台風の状況を考えれば、荒川本川の氾濫をさらに現実のものとして受け止め、対策を急ぐ必要があります。

このような水害を未然に防止することが治水の要諦であり、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を着実に進めることが重要であると考えます。

沿川七区といたしましては、『災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議』において取りまとめられた、高台まちづくりの実践に向け、モデル地区を設定し、国・東京都と三者一体となり新たな取り組みを進めているところです。頻発化・激甚化する水害に対して、人命を守るとともに壊滅的な社会経済的被害を回避し、災害に強い安全で安心な地域づくりを行うためには、国政として治水事業を推進していただくことが重要です。

令和元年東日本台風の降雨は荒川の熊谷水位観測所、治水橋水位観測所などにおいて観測史上最高の水位を記録しましたが、荒川第一調節池は約 3,500 万立方メートルを貯留し、荒川下流域の洪水被害防止に大きく貢献しました。

貴台におかれましても、かかる事情をご賢察いただくとともに、荒川下流域における安全で豊かな潤いのある地域の実現のため、以下の要望事項について強力な推進をお願い申し上げます。

1 荒川中流部の調節池群（荒川第二・第三調節池他）整備の推進

昭和22年のカスリーン台風による戦後最大の洪水と同規模の洪水にも耐える、荒川下流部の抜本的な治水対策が急務である。そのため、荒川水系河川整備計画に位置づけられた中流部の調節池群の整備を早急に推進すること。

2 荒川下流部における治水対策の推進

我が国及び首都圏の社会経済活動に大きな影響を及ぼす荒川下流部の治水対策を強力に推進すること。特に、京成本線荒川橋梁架替、高規格堤防整備、高潮対策及び首都直下地震対策等を着実に推進すること。

3 治水事業の予算確保

増大する水害リスクに対し、荒川における事前防災対策の加速化、並びに、持続的に安全を確保するための維持管理・老朽化対策に必要な予算及び人員を十分確保すること。さらに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(2021～2025年度)及び5か年加速化対策の完了後においても、国土強靱化に必要な十分な予算・財源を別枠で確保すること。

以上

京成本線荒川橋梁架替事業推進の要望書

貴台におかれましては、日頃より荒川水系の総合的な治水・利水対策にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。

荒川は、政治・経済の中核機能が集中する首都圏を貫流する重要な河川であり、ひとたび氾濫すれば、我が国の社会経済活動に対しても計り知れない影響を与えます。

東京都東部低地帯の江東五区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）は荒川沿川に位置し、大規模水害により浸水する可能性のある地域に約 250 万人が住んでいます。

令和元年東日本台風では、荒川の熊谷水位観測所、治水橋水位観測所などにおいて観測史上最高を上回る水位を記録し、上流部の荒川水系越辺川、都幾川の堤防決壊、越水による外水氾濫が発生しました。下流部においても氾濫危険水位に迫る状況であり、幸いにも洪水はおきませんでした。多くの区民が強い危機感から避難を実施しました。

近年は、気候変動による台風の激化・巨大化、豪雨の頻発化・激甚化が進み、懸念される水害リスクがこれまで以上に増大し、顕在化しています。

このような水害を未然に防止することが治水の要諦であり、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を着実に進めることが重要であると考えます。

これまで江東五区で、広域避難による防災行動など、ソフト対策による減災の取り組みを進めてきましたが、令和元年東日本台風により、人命を守り、社会経済的被害を回避するには、国政として治水事業を推進していただくことが極めて重要と改めて実感させられました。

特に京成本線荒川橋梁付近の堤防は、周辺の堤防より低く、桁下高は 3 m 以上低くなっており、荒川の重要水防箇所のひとつとされています。令和 3 年度には、堤防切り欠き部の暫定的な緊急止水対策としてパラペットが整備されましたが、橋梁架替事業の完了は令和 19 年度までかかると伺っています。

地元区においては、事業完了までの期間の越水防災対策として、関係機関と協働し、橋梁の鉄道線路を使用した土のう積み、止水板設置の訓練を実施し、災害対応時の連携強化を図るなど、継続的に水防活動を実施してまいります。

国におかれましても、橋梁架替事業の完了を待つことなく、工事工程を工夫し、本来の目的である治水効果の発現を 1 日も早く実現できるよう、長期にわたる事業期間を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」及び 5 か年加速化対策の完了後においても、京成本線荒川橋梁架替事業をはじめとした国土強靱化に必要な十分な予算・財源を別枠で確保することを強く要望いたします。

今後、工事に着手される現場状況に最も精通する施工事業者にも、堤防嵩上げまでの間、各水防管理者が行う暫定的な緊急止水対策にご協力していただけるようご配慮願います。

江東五区といたしましては、何卒かかる事情をご賢察いただき、京成本線荒川橋梁架替事業のための予算と人員を確保し、事業を確実に進めていただくとともに、さらなる区との連携や地域の水防活動の取組みへの支援にも引き続きご協力いただきますよう強く要望いたします。

以上

【要望書提出時の状況】



斉藤国土交通大臣に要望書を提出



岡本財務副大臣に要望書を提出

建設委員会情報連絡

令和4年9月29日

件名	密集市街地における防災まちづくりの取組みについて										
所管部課名	建築室建築防災課										
内 容	<p>柳原一丁目及び二丁目における防災まちづくりの取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 柳原防災まちづくり勉強会（第6回）の開催について 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催となった。</p> <p>(1) 資料発送日 令和4年7月25日（月） (2) 対象者 勉強会員（地元町会等） 24名 (3) 内 容</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 勉強会及び取組みの振り返り イ 密集市街地における事業及び地区計画導入の効用について (ア) 密集事業の目的、概要及びメリット・デメリット (イ) 用地買収及び建物補償の事例 (ウ) 防災街区整備事業の目的、概要及びメリット・デメリット (エ) 防災街区整備地区計画の目的及び概要 ※ 用語については別紙参照（P25） ウ 首都直下地震等の被害想定について 区の被害想定や取組みの概要について、令和4年6月の区長定例記者会見資料により案内した。 エ 令和4年度の勉強会及び取組み予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目 (実施予定時期)</th> <th>主な取組み内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第7回勉強会 (令和4年10月)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拡幅道路（案）の選定 ・ 地域危険度の報告 ・ 京成本線荒川橋梁部での令和4年度足立区・消防署総合水防訓練の報告 </td> </tr> <tr> <td>沿道住民説明会 (令和4年11月)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拡幅道路（案）の沿道住民への説明 ※ 拡幅の意義及び補償制度等の説明 </td> </tr> <tr> <td>アンケート調査 (令和4年12月)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内全域及び地区外権利者を対象に、密集事業の導入是非等を確認 </td> </tr> <tr> <td>第8回勉強会 (令和5年2月)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道住民説明会及びアンケート調査結果の報告 ・ 密集事業導入に関する意見交換 </td> </tr> </tbody> </table>	項目 (実施予定時期)	主な取組み内容	第7回勉強会 (令和4年10月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡幅道路（案）の選定 ・ 地域危険度の報告 ・ 京成本線荒川橋梁部での令和4年度足立区・消防署総合水防訓練の報告 	沿道住民説明会 (令和4年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡幅道路（案）の沿道住民への説明 ※ 拡幅の意義及び補償制度等の説明 	アンケート調査 (令和4年12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内全域及び地区外権利者を対象に、密集事業の導入是非等を確認 	第8回勉強会 (令和5年2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道住民説明会及びアンケート調査結果の報告 ・ 密集事業導入に関する意見交換
項目 (実施予定時期)	主な取組み内容										
第7回勉強会 (令和4年10月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡幅道路（案）の選定 ・ 地域危険度の報告 ・ 京成本線荒川橋梁部での令和4年度足立区・消防署総合水防訓練の報告 										
沿道住民説明会 (令和4年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡幅道路（案）の沿道住民への説明 ※ 拡幅の意義及び補償制度等の説明 										
アンケート調査 (令和4年12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内全域及び地区外権利者を対象に、密集事業の導入是非等を確認 										
第8回勉強会 (令和5年2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿道住民説明会及びアンケート調査結果の報告 ・ 密集事業導入に関する意見交換 										

(4) 資料確認結果

資料内容について、寄せられた主な意見を以下に記載する。

ア 建替えや世代交代が進むとともに、空地や駐車場が増えている印象。事業導入は今が好機と思うので、進めてほしい。

イ 地域には無接道敷地の建物があるので、防災街区整備事業による共同化の需要があるのではないか。

ウ 令和3年度から、短期的対策として電柱移設や避難場所等の案内標示を実施しているが、目に見える成果として良いと思う。

2 今後の予定（案）

令和6年度の事業開始に向けて以下のとおり取組んでいく。

年度	主な実施予定内容
令和5年度	<ul style="list-style-type: none">・ 拡幅道路の後退線測量・ 国の交付金等の充當に向けた関係機関調整
令和6年度	<ul style="list-style-type: none">・ 地区計画導入に係る法定手続き

問題点
今後の方針

密集事業等について、勉強会及び沿道住民説明会以外にも個別説明を適宜実施する等丁寧な説明を重ねていく。

密集市街地において、「災害に強く良好な居住環境のまち」の実現を図るための主な手法として、密集事業及び防災街区整備事業のほか、防災街区整備地区計画がある。

1 密集事業とは

- (1) 道路拡幅、公園整備及びこれらに伴う住宅建替えの促進などを、建替えの時期や権利者の意向にあわせて進めていく。
- (2) 道路・公園用地は買収し、既存建物等の状況に応じて再築費などを補償する。

2 防災街区整備事業とは

- (1) 複数の土地と建物を集約し、共同住宅を新築する。
- (2) 従前の土地と建物の各権利者の権利を、新築する共同住宅の床や敷地に関する権利に変換する。
- (3) 共同住宅ではなく、戸建て住宅への建替えも可能。

3 防災街区整備地区計画とは

地区の課題や特徴を踏まえ、地域と区が連携し、道路幅員の指定や建築に係るルール等を定める。建築に係る主なルールは次のとおり。

- (1) 火に強い建物構造を必須とする制限
- (2) 敷地面積の最低限度の設定
- (3) 建物の壁面及び工作物の位置の制限

建設委員会情報連絡

令和4年9月29日

件名	足立区防災減災対策整備基金条例の一部改正に伴う足立区住宅等対策資金積立基金条例の廃止について
所管部課	建築室建築防災課
内容	<p>足立区防災減災対策整備基金条例を一部改正し、震災に備えた防災対策の財源として基金の使い道を拡充することに伴い、足立区住宅等対策資金積立基金条例を廃止することとしたので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 基金統合の目的</p> <p>令和4年5月に公表された、東京都の新たな首都直下地震等の被害想定では、区内において震度6強以上の地域が増加し、全壊棟数、死者数ともに23区最多の想定となった。</p> <p>震災リスクから区民の生命と暮らし、財産を守る取り組みを強化し、さらに加速化していく必要があるため、使い道を拡充した基金に統合する。</p> <p>2 防災減災対策整備基金の拡充内容</p> <p>(1) 改正前 公共施設の整備に活用。</p> <p>(2) 改正後 公共施設の整備に加え、旧耐震基準で建設された民間建築物の耐震改修等助成にも基金を活用。</p> <p>3 主な基金活用事業（想定）</p> <p>これまでの使途である避難所となる学校体育館のエアコン設置等に加え、耐震化促進のための耐震改修工事、耐震解体除却工事、ブロック塀等カットの助成などに活用。</p> <p>4 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p>
今後の方針 問題点	令和5年度当初予算編成に向け、基金を積極的に活用した、防災減災対策のより一層の強化を進めていく。

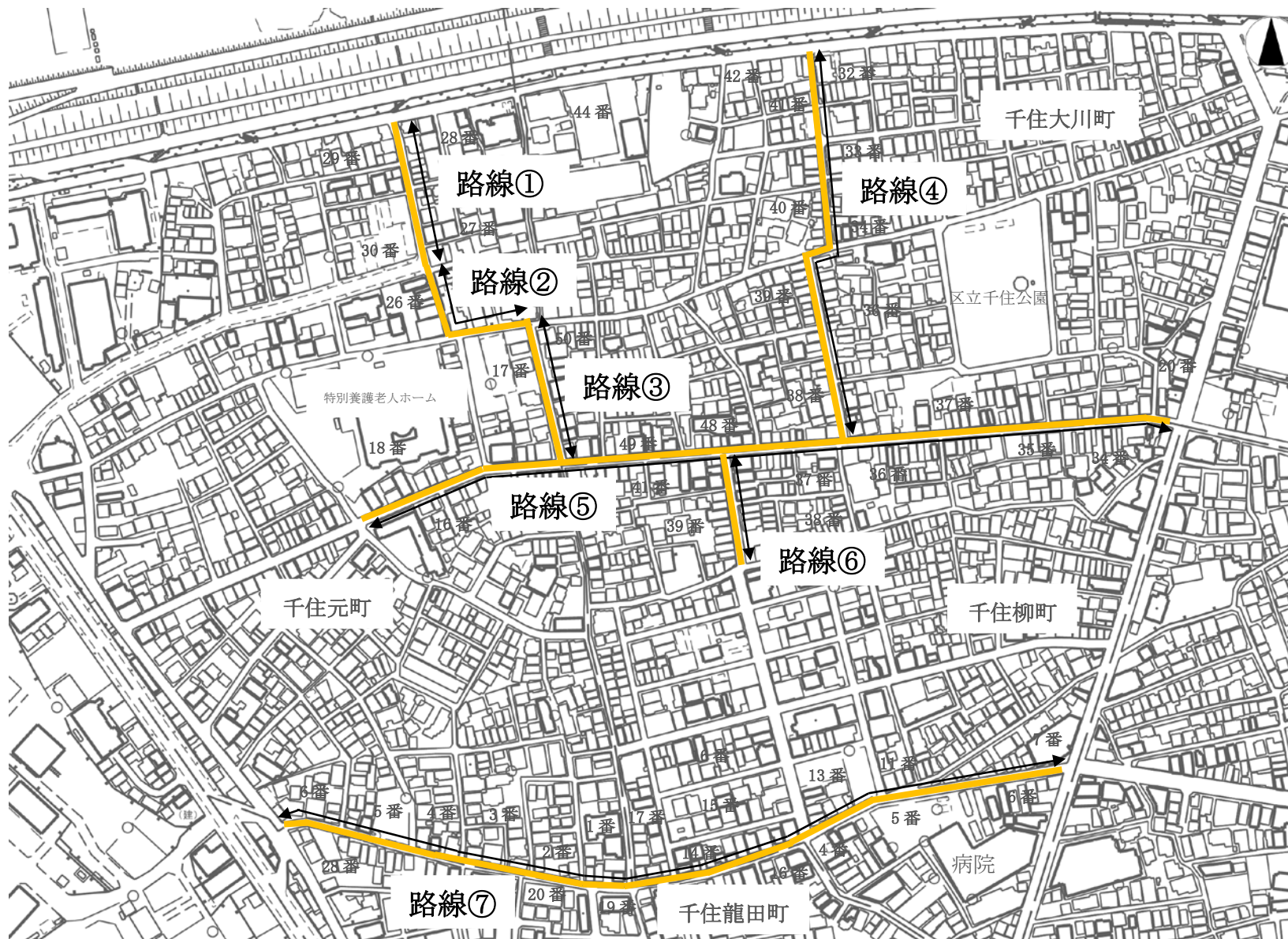
建設委員会情報連絡

令和4年9月29日

件名	細街路整備事業の細街路路線の変更について																									
所管部課名	建築室建築防災課																									
内容	<p>密集市街地整備事業の円滑化を図るため、細街路路線の変更を行ったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 千住西地区（別紙参照 P28）</p> <p>区は、千住西地区の地域住民と協働して災害に強いまちづくりを推進しており、令和元年7月に防災街区整備地区計画を策定した。この中で、以下の路線は災害時の防災活動（初期避難、救急・救助等）の軸となる特に重要な道路として6mに拡幅することが位置付けられている。</p> <p>については、細街路計画を防災街区整備地区計画に整合させる必要があるため、指定幅員の変更（4m→6m）を行った。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">路線</th> <th style="width: 50%;">現行</th> <th style="width: 40%;">変更(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>幅員4m以上ある路線 (約91m)</td> <td>幅員6mで拡幅すべき路線 (約91m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>幅員4mで拡幅すべき路線 (約85m)</td> <td>幅員6mで拡幅すべき路線 (約85m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>幅員4m以上ある路線 (約79m)</td> <td>幅員6mで拡幅すべき路線 (約79m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>幅員4mで拡幅すべき路線 (約232m)</td> <td>幅員6mで拡幅すべき路線 (約232m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td>幅員4m以上ある路線 (約477m)</td> <td>幅員6mで拡幅すべき路線 (約477m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑥</td> <td>幅員4m以上ある路線 (約62m)</td> <td>幅員6mで拡幅すべき路線 (約62m)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑦</td> <td>幅員4m以上ある路線 (約456m)</td> <td>幅員6mで拡幅すべき路線 (約456m)</td> </tr> </tbody> </table>		路線	現行	変更(案)	①	幅員4m以上ある路線 (約91m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約91m)	②	幅員4mで拡幅すべき路線 (約85m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約85m)	③	幅員4m以上ある路線 (約79m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約79m)	④	幅員4mで拡幅すべき路線 (約232m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約232m)	⑤	幅員4m以上ある路線 (約477m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約477m)	⑥	幅員4m以上ある路線 (約62m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約62m)	⑦	幅員4m以上ある路線 (約456m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約456m)
路線	現行	変更(案)																								
①	幅員4m以上ある路線 (約91m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約91m)																								
②	幅員4mで拡幅すべき路線 (約85m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約85m)																								
③	幅員4m以上ある路線 (約79m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約79m)																								
④	幅員4mで拡幅すべき路線 (約232m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約232m)																								
⑤	幅員4m以上ある路線 (約477m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約477m)																								
⑥	幅員4m以上ある路線 (約62m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約62m)																								
⑦	幅員4m以上ある路線 (約456m)	幅員6mで拡幅すべき路線 (約456m)																								
問題点 今後の方針	<p>本件について、関係地権者等へ引き続き丁寧に説明しながら、災害に強いまちづくりを推進していく。</p>																									

千住西地区 案内図

別紙



建設委員会情報連絡

令和4年9月29日

件名	大阪市北区で発生したビル火災を受けての区の対応について																																	
所管部課名	建築室開発指導課																																	
内 容	<p>令和3年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を受け、国土交通省より通知されていた緊急点検について、その後の状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 調査状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">調査期間</td> <td style="text-align: center;">令和4年1月7日～ 令和4年3月3日</td> <td style="text-align: center;">令和4年3月4日～ 令和4年8月31日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査対象建築物</td> <td colspan="2">消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の2の2第2号に該当する防火対象物のうち延べ1万㎡以下の建築物（消防庁が検査した物件）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査対象物件数</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">145件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">調査実施物件数</td> <td style="text-align: center;">130件</td> <td style="text-align: center;">12件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未調査物件数</td> <td style="text-align: center;">15件</td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> </table> <p>2 調査結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">合計</th> <th style="text-align: center;">※1 竪穴区画</th> <th style="text-align: center;">※2 直通階段</th> <th style="text-align: center;">※1、2両方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">明らかな違反</td> <td style="text-align: center;">14件</td> <td style="text-align: center;">11件</td> <td style="text-align: center;">6件</td> <td style="text-align: center;">3件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">障害物の設置・放置等 ※3</td> <td style="text-align: center;">55件</td> <td style="text-align: center;">44件</td> <td style="text-align: center;">39件</td> <td style="text-align: center;">28件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 竪穴区画 安全に避難できるように階段や吹き抜け部分とその他の部分を防火上区画する。 ※2 直通階段 安全に避難できるように建物の最上階から1階まで、階段をわかりやすい位置に連続して設ける。 ※3 劣化・損傷や障害物の設置・放置等により要求性能が毀損される状態が確認された物件</p> <p>3 改善指導について 明らかな違反のあった14件について、所有者又は占有者への文書にて指導文を通知した（令和4年8月）。</p>				調査期間	令和4年1月7日～ 令和4年3月3日	令和4年3月4日～ 令和4年8月31日	調査対象建築物	消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の2の2第2号に該当する防火対象物のうち延べ1万㎡以下の建築物（消防庁が検査した物件）		調査対象物件数	145件		調査実施物件数	130件	12件	未調査物件数	15件	3件		合計	※1 竪穴区画	※2 直通階段	※1、2両方	明らかな違反	14件	11件	6件	3件	障害物の設置・放置等 ※3	55件	44件	39件	28件
調査期間	令和4年1月7日～ 令和4年3月3日	令和4年3月4日～ 令和4年8月31日																																
調査対象建築物	消防法施行令（昭和36年政令第37号）第4条の2の2第2号に該当する防火対象物のうち延べ1万㎡以下の建築物（消防庁が検査した物件）																																	
調査対象物件数	145件																																	
調査実施物件数	130件	12件																																
未調査物件数	15件	3件																																
	合計	※1 竪穴区画	※2 直通階段	※1、2両方																														
明らかな違反	14件	11件	6件	3件																														
障害物の設置・放置等 ※3	55件	44件	39件	28件																														
問題点 今後の方針	<p>1 立入りできない未調査の3件は、引き続き調査を行うよう努める。 2 明らかな違反のあった14件について、改めて点検を行うなど状況を確認し、指導文の再通知など必要な対応を行う。</p>																																	